



復興庁

Reconstruction Agency

記者発表資料

平成24年11月6日
復興庁

復興推進計画の認定について

下記のとおり、栃木県高根沢町から申請のあった復興推進計画について、11月6日付けで認定します（認定番号栃木第1号）。概要は以下のとおりです。

記

● 建築基準法に係る特例措置

【対象区域】

高根沢町全域

【計画の内容】

高根沢町では、震災の影響により町立小学校の建て替えが必要となったため、その工事期間中は仮設校舎を活用している。

応急仮設建築物の存続期間については、建築基準法により2年3か月とされているところ、本計画の認定により、計画中の個別に掲げられた仮設建築物（本計画においては仮設校舎）の安全性等が確認された場合には、計画に定められた期間内で当該仮設建築物の存続期間を延長（1年以内ごと）することが可能となるもの。

認定を受けた復興推進計画については、復興庁ウェブサイト (<http://www.reconstruction.go.jp/>) に掲載する予定です。

本件連絡先：

復興庁

復興特区班 前島、臼井、大村、松田

TEL：03-5545-7234